独 立 役 員 届 出 書

1．基本情報

会社名	株式会社エージェント・インシュアランス・グループ	コード	5836
提出日	2022/12/22	異動（予定）日	
独立役員届出書の提出理由	新規上場に伴う届出のため		
☑ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※１）			

2．独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※２・３）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	栗原　喜子	社外取締役	○													○	指定	有
2	渡邊　徳人	社外取締役	○													○	指定	有
3	森山　潔	社外取締役	○							△							指定	有
4	茂木　勉	社外取締役	○									○	○				指定	有
5	橘内　進	社外取締役	○													○	指定	有

3．独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※４）	選任の理由（※５）
1	該当事項はありません。	栗原喜子氏は、弁護士として専門的な知識及び実務経験等を有しており、それらを活かして独立した客観的な立場から経営の監督機能を果たしていただけるものと判断し、社外取締役に選任しております。 また、同氏及び同氏の兼任先と当社の間に特別の利害関係等はなく、一般株主との利益相反を生じるおそれがない者と認められ、独立性を有するものと判断し、同氏を独立役員として指定しております。
2	該当事項はありません。	渡邊徳人氏は、税理士等としての税務、財務及び会計に関する高い見識・専門性と豊富な経験、及び上場会社の代表取締役としてガバナンス体制を自ら牽引して構築されてきた経験があり、当社のより一層のガバナンス強化を図るうえで相応しいものと判断し、社外取締役に選任しております。 また、同氏及び同氏の兼任先と当社の間に特別の利害関係等はなく、一般株主との利益相反を生じるおそれがない者と認められ、独立性を有するものと判断し、同氏を独立役員として指定しております。
3	森山潔氏は、当社の取引先である東京海上日動火災保険株式会社及び東京海上日動あんしん生命保険株式会社の出身でありますが、東京海上日動あんしん生命保険株式会社の代表取締役専務を2009年6月に退任して以降、同社グループの業務執行者から外れているため、独立役員の要件を充足しております。	森山潔氏は、東京海上日動あんしん生命保険株式会社において代表取締役専務を務める等、保険業界の識見及び企業経営での豊富な経験を有しており、それらを活かして業務執行から独立した客観的な立場から社外取締役 常勤監査等委員としての職務を適切に遂行することが出来るものと判断し、社外取締役 常勤監査等委員に選任しております。 また、同氏は当社株式を6,600株所有しておりますが、議決権比率は僅少であることから一般株主と利益相反が生じるおそれがない者と認められ、独立性を有するものと判断し、同氏を当社の独立役員として指定しております。
4	茂木勉氏は、当社株式の44.84%を保有する主要株主であり取引先でもある住友生命保険相互会社の業務執行者でありますが、同社との取引条件は他の取引先と同等の条件であり、取引の規模及び性質に照らして、一般株主との利益相反を生じるおそれがないため、独立役員の要件を充足しております。	茂木勉氏は、生命保険会社での豊富な経験と幅広い見識を有しており、それらを活かして業務執行から独立した客観的な立場から社外取締役 監査等委員としての職務を適切に遂行することが出来るものと判断し、社外取締役 監査等委員に選任しております。
5	該当事項はありません。	橘内進氏は、公認会計士として専門的な知識及び実務経験等を有しており、上場会社の社外監査役として上場会社の経営陣を牽制、監督されてきた経験があり、当社のより一層のガバナンス強化を図るうえで相応しいしいものと判断し、社外取締役 監査等委員に選任しております。 また、同氏及び同氏の兼任先と当社の間に特別の利害関係等はなく、一般株主との利益相反を生じるおそれがない者と認められ、独立性を有するものと判断し、同氏を独立役員として指定しております。

4．補足説明

※1　社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
※2　役員の属性についてのチェック項目
　a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
　b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
　c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
　d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
　e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
　f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
　g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
　h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
　i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
　j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
　k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
　l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
　以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
※3　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
※4　a～ｌのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
※5　独立役員の選任理由を記載してください。